



住宅用太陽光発電システム設置に補助金

対象 市内に在住で、自宅に太陽光発電システムを設置した人

補助金額 １キロワットあたり2万円×太陽電池モジュールの最大出力値（上限4キロワット）

受付開始日 6月1日(木)

その他 ①受付順のため、申込多数の場合は、補助金が受けられないことがあります
②補助を希望する人は、必ず事前にお問い合わせください
申込先・問い合わせ 環境課環境係（☎☎8339）

文化事業に助成金

市文化振興財団では、広く市民が参加できる、自主的な文化事業を支援するため、助成金を交付します。

対象団体 市域を活動拠点とし、文化の発展・普及のために活動する文化団体
対象事業 自ら主催または

出演し、市民に向けて発表・公開する事業で、営利を目的としないもの

対象期間 6月1日(木)から平成19年3月10日(土)までに実施する事業

対象経費 事業のために必要な設備・舞台費、謝金、宣伝費など

助成額 対象経費から収入などを控除した団体自己負担額の80％以内。ただし、20万円を限度とする

申請方法 所定の申請書に必要事項を記入し、提出する
申請期限 5月14日(日)

その他 ①助成金の交付については、申請されたものの中から審査・選考して決定します
②助成金は事業終了後、実績報告書に基づいて交付します

申請先・問い合わせ 市文化振興財団（☎☎3491 総合文化センター内）

防犯灯の設置に補助金

補助金額 新設は1灯につき2万5200円以内（中国電力の電柱に取り付ける場合は、2万1000円以内）、器

具交換は1灯につき1万5750円以内

申込方法 防犯組織や町内会などの地区の代表者が申し込む

申込期限 6月30日(金)

その他 設置後の経費は、補助金の交付を受けた防犯組織や町内会で負担

申込先・問い合わせ まちづくり支援室生活安全係（☎☎8249）、山手支所地域振興課（☎☎1241）、清音支所地域振興課（☎☎0111）

社会教育活動に補助金

生涯学習や子どもを対象にした体験活動など、広く市民を対象にした活動に対して、補助金を交付します。なお、補助金の交付については、申請されたもののなかから審査・選考して決定します。

対象団体 市内で活動する営利を目的としない団体やグループ

補助の対象となる期間 7月1日(土)から平成19年3月31日(土)までに実施する事業

補助額 補助金の交付を希望する事業の総費用の3分の2の額。ただし、15万円を限度とします

対象経費 講師への謝礼、消耗品の購入費、使用料やレンタル料、手数料、材料代、印刷代

申請方法 所定の申請書に記入して生涯学習課に提出

申請期間 5月8日(月)から5月31日(木)まで

その他 ①補助金は事業終了後、実績報告書に基づいて支払います
②国や地方公共団体から補助を受けている事業は申請できません

申込先・問い合わせ 生涯学習課社会教育係（☎☎8362）

国体・全障スポの記録DVD販売

昨年開催された、晴れの国おかやま国体と輝いて！おかやま大会の総社市の記録DVDを販売します。

価格 1000円

販売枚数 1300枚

販売開始日 5月1日(月)

販売場所 市役所、各支所・出張所、スポーツセンター
問い合わせ 財政課管財係

（☎☎8227）

生活用品交換銀行

ゆずります 健康器具（ルームランナー）、システムキッチンビルドインコンロ（3口）、五徳缶（玄米を保存する缶）、貯米器、版面色紙（額縁付）、各種婦人用冬服、マットレス、ベビーカー、水槽、トランシーバー、学習机、一口くび（かまど）、ソファ（2人掛け）、紳士用背広、チャイルドシート、自転車用幼児用座席（前側）、洗面台（鏡付き）、剣道具一式（高校生用）、座卓、本棚、応接用イス、エレクトーン、ピアノ、シングルベッド用マット、エアコン、和ダンス、室内用すべり台、歩行器、食事用イス（ベビー用）、ウサギ用飼育セット

もとめます 山手幼稚園・山手保育園制服と体操服、冷蔵庫、カラオケ器械、ファクシミリ、耕うん機、エアコン、ピアノ、ジュニアシート、一輪車、ベビー服（女児用）、自転車

その他 当事者同士での話し合いとなります

申込先・問い合わせ まちづくり支援室生活安全係（☎☎8249）

狂犬病の予防注射

狂犬病の予防注射がまだの犬は、受けてください。

日時・場所 左の表のとおり
対象 生後91日以上を経過した犬

料金 注射代（注射済票代を含む）2800円、登録代3000円（平成7年4月1日以後に登録を済ませた犬は、登録の必要はありません）

問い合わせ 環境課環境係（☎☎8339）

●狂犬病予防注射と犬の登録の日時・場所

月日（曜）	時 間	場 所
6月1日(木)	9:30～10:00	北出張所
	10:30～11:10	昭和出張所
	13:00～13:30	西出張所
	13:50～14:20	西公民館
6月2日(金)	10:00～10:30	東公民館阿曾分館
	10:50～11:20	東公民館
	13:30～15:00	総社市役所（南駐車場）

ごみの出し方

4月からごみの有料化が始まりました。次のことに注意して分別の徹底、減量化にご協力ください。

●燃やせるごみ、燃やせないごみについては6月30日までの3か月間は従来の透明または半透明の袋（清音地区の指定袋）も使えます。また、7月1日以降も資源ごみ（空缶・ペットボトル・白色トレイ・古布）を出すときには今までのごみ袋が使用できます。

●包装紙や紙箱など、ほとんどの紙は再生利用でき、資源ごみに出せます。小さい紙は古封筒などに入れて、雑誌といっしょに縛って出してください。ティッシュペーパー、キッチンペーパーは燃やせるごみに出してください。

●不燃性粗大ごみ処理料金一覧表にあるものは、1品あたりの料金（重量等指定された物を除く）なので、出すごみ1品ごとに処理券をはってください。

●一覧表にない不燃性の粗大ごみ（50kg以下）は、重さに

よって処理料金が決まっています。はかりや体重計などで重さを量り、出すごみに処理券をはってください。

50kgを超える不燃性粗大ごみは、吉備路クリーンセンターへ直接搬入してください。

●指定ごみ袋以外で出したり、不燃性粗大ごみ処理券のはっていないものなど、回収できないごみにはダメシールをはって収集しません。また、不法投棄があつた場合は、環境課まで連絡してください。悪質なもの警察に通報し対処します。

より詳しいことを知りたい場合は、環境課までお問い合わせください。

問い合わせ 環境課ごみ対策係（☎☎8338）

集会所に市民憲章を掲げませんか

3月22日に新しい市民憲章が制定されました。そこで、広く周知するため、集会所などに掲示できる市民憲章書（B3判1364×515mm）を配付します。

市民憲章には、美しい環境

を守ることを、明るい家庭づくり、あたたかいまちづくりをうたっています。会合などで唱和してください。

対象 町内会など自治組織の代表者

配付開始日 5月1日(月)

配付場所 まちづくり支援室まちづくり支援係

その他 額縁は、旧市民憲章で用いていたものを再利用してください。ただし、集会所内に、旧市民憲章書の額縁がない場合は、配付します（数に限りがあります）

問い合わせ まちづくり支援室まちづくり支援係（☎☎8242）

浄化槽の設置に補助金

浄化槽は、し尿と生活雑排水（台所や風呂場などから出る汚水）を併せて処理し、河川や用水路の水質を改善するものです。これを設置する場合、工事費の一部を予算の範囲内で補助します。

対象地域 市内全域

※公共下水道の認可区域や農業集落排水処理施設などが整備されている区域、これから

整備することが決まっている区域は除きます。

補助限度額 「5人槽」35万4000円、「6人～7人槽」41万1000円、「8人～10人槽」51万9000円
※この、金額は平成17年度のもので、今年度の金額とは異なりますが、具体的な額は決まっていますので、目安として紹介しています

補助の条件 ①住宅用のもの（小規模な店舗と住宅が一つの建物の場合は、住宅部分の床面積が2分の1以上あること）
②浄化槽の処理規模が5人槽以上10人槽以下のもの
③平成19年3月30日(金)までに工事（完了検査）が完了すること
④浄化槽の処理水を放流することについて、地元の土木担当員と水利関係者などと協議が済んでいること

申込期限 原則として11月30日(木)

その他 申請が多数の場合は補助金が受けられないことがあります。詳しくはお問い合わせください

申込先・問い合わせ 環境課環境係（☎☎8339）